北米	ニューヨーク（国際連合）	830,000	700,000	650,000	624,000	585,000	520,000	455,000	390,000	338,000	312,000	286,000	260,000
	モントリオール（国際民間航空機関）	660,000	640,000	597,100	573,200	537,400	477,700	418,000	358,300	310,500	286,600	262,700	238,900
欧州	ウィーン（在ウィーン国際機関）	790,000	760,000	710,300	681,800	639,200	568,200	497,200	426,200	369,300	340,900	312,500	284,100
	ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関）（軍縮会議）	1,040,000 910,000	880,000 880,000	816,400 816,400	783,700 783,700	734,700 734,700	653,100 653,100	571,500 571,500	489,800 489,800	424,500 424,500	391,900 391,900	359,200 359,200	326,600 326,600
	パリ（経済協力開発機構）（国際連合教育科学文化機関）	760,000 710,000	680,000 680,000	636,100 636,100	610,700 610,700	572,500 572,500	508,900 508,900	445,300 445,300	381,700 381,700	330,800 330,800	305,300 305,300	279,900 279,900	254,500 254,500
	ブリュッセル（欧州連合）	770,000	690,000	647,500	621,600	582,800	518,000	453,300	388,500	336,700	310,800	284,900	259,000

別表第二のうち一　大使館の表欧州の項中「グルジア | 2,858 | 2,322 | 2,054 | 1,786 | 1,607 | 1,429 | 8.6%」を「サンマリノ | 6,333 | 5,145 | 4,552 | 3,958 | 3,562 | 3,166 | 14.9%」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表第一の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。この場合において、同日からこの政令の施行の日の前日までの間における同表の規定の適用については、同表のうち一　大使館の表欧州の項中「ジョージア」とあるのは、「グルジア」とする。

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

外国の国名の表記の整理のための関係政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百十七号

外国の国名の表記の整理のための関係政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第十三号）の施行に伴い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第二十条第一項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正）

第一条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第六のヴィペラ・ウルスィニイ（ノハラクサリヘビ）の項中「グルジア」を「ジョージア」に改める。

（外務省組織令の一部改正）

第二条　外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一号中「グルジア」を「ジョージア」に改める。

第七十七条第一号中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同条第五号中「第二号から前号まで」を「前三号」に改める。

第七十八条第一号中「グルジア」を「ジョージア」に、「、トルクメニスタン」を「及びトルクメニスタン」に改め、同条第五号中「第二号から前号まで」を「前三号」に改める。